消防庁舎会議室の行政財産目的外使用許可に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法その他の法令等により特別の定めがあるもののほか、市民活動の推進を図るため、消防庁舎会議室（以下「会議室」という。）を消防業務等に支障のない範囲で、市民が使用する場合の行政財産目的外使用許可について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用許可の対象）

第２条　会議室の使用許可の対象は、市民活動に関する会議、防火・防災に関する研修、救命講習とする。ただし、消防長が必要と認めたときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議室の目的外使用を許可しない。

（１）前項に規定する利用目的と異なる目的で利用するとき。

（２）政治又は宗教に関する活動と認められるとき。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動と認められるとき。

（４）物品販売、商品の広告宣伝等の営利を目的とするものと認められるとき。

（５）火気又は危険物の使用を伴うものと認められるとき。

（６）飲食を伴うものと認められるとき（飲料水の飲用及び災害等緊急時の飲食を除く。）

（７）過度な運動等による振動又は音を発するおそれがあると認められるとき。

（８）未成年者のみで利用するとき。

（９）動物等（身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）に規定する盲導犬、聴導犬又は介助犬を除く。）の搬入を伴うものと認められるとき。

（１０）その他会議室の管理運営上支障があると消防長が認めるとき。

（使用許可の対象となる施設）

第３条　使用許可の対象となる施設は、次に掲げるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防庁舎名称 | 所在地 | 会議室名称 | 広さ・席数等 |
| 消防署東支署 | 登別市中登別町２０７番地 | １階会議室 | ６３㎡・最大３０席 |

　（使用を許可する日及び時間）

第４条　会議室の使用を許可する日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

（１）１２月２９日から翌年１月３日までの日

（２）消防本部、消防署又は消防団の業務で会議室を使用する日

（３）登別市が行政目的で使用する日

（４）その他消防長が管理上必要があると認める日

２　会議室の使用時間は、原則、次に掲げる時間帯とする。ただし、使用時間には準備や後片付けを含むものとする。

（１）９時３０分から１２時００分まで

（２）１３時００分から１５時００分まで

（３）１５時００分から１７時００分まで

（４）１８時００分から２０時００分まで

（使用料）

第５条　会議室の使用に係る使用料は、無料とする。

（使用の申請）

第６条　会議室の使用を希望する者は、消防庁舎会議室使用申請書兼決定書（別記様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、使用日の１か月前の日から使用日の１週間前までに会議室を管理する消防署に提出しなければならない。

２　申請書の受付は、原則、先着順に行うこととし、同時に複数の申請があったときは、抽選とする。

（使用許可の決定）

第７条　前条第１項の申請書を受理したときは、その申請内容を審査し使用の可否を決定するものとする。

２　前項の決定により、申請書の利用の可否欄に許可又は不許可を、不許可の場合はその理由を記載し、その写しを申請者に交付するものとする。

　（使用許可の取消し等）

第８条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

（１）消防本部、消防署又は消防団の業務で会議室を使用する必要が生じたとき

（２）市において、会議室を公用、又は公共用のために使用する必要が生じたとき

（３）許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき

（４）第２条第２項に掲げる事項に該当したとき

（５）災害その他やむを得ない事由により、会議室の使用ができないとき

２　前項の規定により、使用許可の全部又は一部を取消し、又は変更した場合において、申請者又は使用者に損害が生じても、消防長はその賠償の責めを一切負わないものとする。

（緊急的使用）

第９条　大規模災害等の発生により、会議室を緊急的に使用しなければならない事由が生じたときは、消防長の判断により、市民及び旅行者等の一時的な避難所として使用させることができるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、この限りでない。

２　消防長は、大規模災害等により市民及び旅行者等が一時的に避難する事態が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（遵守事項）

第１０条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）消防庁舎内及び敷地内は禁煙とすること。

（２）会議室の使用時間を厳守すること。

（３）会議室の使用後は、照明の電源及び窓の施錠を確認し、机及び椅子等は使用前の状態に戻すこと。

（４）ごみは持ち帰ること。

（５）施設及び備品等を破損しないように使用すること。

（損害賠償）

第１１条　使用者は、消防庁舎の施設又は設備をき損し、又は汚損等により損害を与えたときは、消防長に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、消防長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年１０月１日から施行する。

別記様式（第６条関係）

|  |
| --- |
| 消防庁舎会議室利用申請書兼決定書年　　月　　日登別市消防長　　　　　　　　様（申請者）　　　　　　　　　　　　　 　　　 団体名　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　次のとおり会議室を利用したいので申請します。また、使用にあたっては、消防庁舎会議室の行政財産目的外使用許可に関する要綱の規定を遵守することに同意します。 |
| 利用日時 | 年　　月　　日（　） | □ 　９：３０～１２：００□ １３：００～１５：００□ １５：００～１７：００□ １８：００～２０：００ |
| 会　議　室 | 消防署東支署１階会議室　 |
| 利用目的 | 　□　市民活動に関する会議□　防火・防災に関する研修□　救命講習□　その他消防長が必要と認めるもの | 受　付　欄 |
|  |
| 利用人数 | 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 次のとおり決定します。 |
| 許　可 | 不許可 |
| （不許可の理由） |
| 年　　月　　日登別市消防長 |